

市役所からの お知らせ



*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/



ガイド
式除雪機

町内会やボランティア団体などを対象に、小型除雪機(ハンドガイド式除雪機、歩行型ローダ、移動式融雪機)を無料で貸し出します。

貸出条件 市の除雪対象路線のうち、地域の生活道路・歩道を200m以上除雪できること

貸出期間 12月上旬から来年3月
末まで

申し込み 道路維持課または同課ホームページから申請書を入力し、11月7日(金)～14日(金)・日曜日を除く)に、直接同課へお申し込みください

小型除雪機を 貸し出します

今冬も みんなで 力を合わせて 乗り切ろう!



早めの雪対策で、「冬將軍」の到来に備えましょう! 次の4つの支援策について、問い合わせ・申し込みは道路維持課(寺内字蛭根85-0)へ。☎(0864)36043
http://www.city.akita.akita.jp/city/cs/mt/

ダンプトラックなどを 貸し出します

町内会やボランティア団体が実施する除排雪作業に、運転手付きのダンプトラックまたは雪の積み込み機械のいずれかを、無料で貸し出します。

貸出条件 市の除雪対象路線の作業であること

貸出期間 作業実施時に随時(作業前に余裕を持って)お申し込みください

申し込み 道路維持課窓口または電話で

個人所有の小型除雪機へ燃料を支給

町内会やボランティア団体などが、地域の生活道路などを除排雪作業する際に使用する、個人所有のハンドガイド式除雪機などの燃料を支給します。

支給条件 地域の生活道路、高齢者宅の間口やごみ集積所などの除排雪作業であること

支給量 1団体当たりの年度内の上限は400ℓ

支給期間 作業実施時に随時

申し込み 12月1日(月)から道路維持課、北部・西部・河辺・雄和・南部(御野場)の各市民サービスセンタ

ーの窓口、または同課ホームページから申請書を入力して、直接各窓口へお申し込みください

空き地を小規模堆雪場にご提供ください

所有する住宅地内の空き地を、地域住民の堆雪場として町内会などに無償で貸していただけるかは、ご協力をお願いします。貸していたいただいた土地は、翌年度の固定資産税の一部を免除します。

対象 おおむね150㎡以上の住宅地内の空き地(その他要件あり)

申し込み 12月19日(金)まで道路維持課窓口、または同課ホームページから申請書を入力して、直接同課へお申し込みください

市有地を売却します

次の市有地を一般競争入札で売却します。現地説明会は11月17日(月)に実施します。時間はお問い合わせください。

土地の所在・面積・最低落札価格

① 広面字鍋沼7番1他1筆

▼1千616・95㎡：1億235万3千円

② 河辺三内字野崎35番24

▼433・48㎡：358万1千円

③ 河辺三内字野崎35番26他1筆
▼452・63㎡：373万9千円
入札：11月25日(火)午前10時(受け付けは9時～9時50分)、市役所分館4階会議室で。入札保証金は、入札金額の100分の5以上

●問い合わせ
管財課 ☎(866)20053

小規模修繕の受注希望業者の追加登録

市が発注する小規模修繕(50万円以下)の受注を希望する業者の追加登録を受け付けます。申請要領・用紙は、契約課(市役所3階)または同課ホームページで入手できます。

対象 秋田市内に主たる事業所があるかた。個人・法人の別、建設業の許可の有無、経営規模、従業員数などは問いませんが、建設工事、建設コンサルタントなどの業者登録を行っている場合は登録できません

*すでに小規模修繕の受注希望業者の登録を行っているかたは、申請不要です。

有効期間 12月1日(月)から来年5月31日(日)まで

受付期間 11月10日(月)から21日(金)まで、午前8時30分～正午、午後1時～5時(土・日曜日を除く)

受付場所 契約課工事契約担当

☎(866)2165

米の概算金の下落に伴う減収に対し、農業経営資金を融資

米の概算金の大幅な下落に伴い、減収が見込まれる農業者などの農業経営の維持・安定を図るため、県・市で融資制度を創設しました。ご相談は各融資機関窓口へ。農林総務課 ☎(866)2115

県の制度(稲作経営安定緊急対策資金)▶

ご相談は、JA、秋田銀行、北都銀行などへ

市の制度(農業経営安定資金)▶

ご相談は、JA新あきたへ

貸し付けの内容(県・市同じ)

対象▶経営所得安定対策における「米の直接支払交付金」の対象者で、米の概算金の下落に伴い減収が見込まれる農業者、農業法人、集落営農組織

資金の用途▶当年または翌年の稲作経営に必要な運転資金(既往負債の借り換えはできません)

限度額▶米価下落による減収見込額が限度額になります。個人の上限は500万円、農業法人などの上限は2,000万円

償還期間▶3年以内 **利率▶**無利子
債務保証料▶無料

実施期間▶来年3月31日(火)まで



*融資機関、保証機関などの審査によっては、希望に添えない場合があります。

秋田市の人口 平成26年10月1日現在

●人口▶318,700人(-155)	…9月分 出生▶197人
・男▶149,854人(-106)	死亡▶287人
・女▶168,846人(-49)	転入▶625人
*1年前の人口▶320,154人	転出▶690人
●世帯▶134,933世帯(+50)	()内は前月比

歴史的建造物の保存に補助します

伝統的な町家など、地域の景観資源である建造物を修理・改修する費用の一部を補助します。申請前に都市計画課と事前協議が必要。対象▶外観が秋田の歴史的景観にふさわしく、おおむね昭和20年までに建築された建造物(固定資産税非課税のものを除く)をお持ちで、来年3月13日(金)まで、補助対象事業の実績報告書を提出できるかた

事前協議の申し込み▶都市計画課(市役所4階)または同課ホームページ

木造住宅の耐震診断・耐震改修などの費用の一部補助します。

対象▶昭和56年5月31日以前に市内で建てられた木造戸建て住宅で、所有者に市税の滞納がないこと

補助額の上限▶耐震診断など(耐震

住宅の耐震診断などの費用を補助します

●問い合わせ
都市計画課 ☎(866)21152

1階にある事前協議書に必要書類を添えて同課へ提出してください。事前協議の前に、必ず事業の詳細を同課へご相談ください

性の評価、改修方針計画)は5万円、耐震改修など(改修設計、壁の補強など)は50万円

●問い合わせ
建築指導課 ☎(866)21153

次の事業に関する問い合わせは、いずれも商工労働課へ。

①は ☎(866)2429

②③は ☎(866)2114

①中小企業の資金繰りを支援
消費税率引き上げなどの影響で、一時的に資金繰りに支障が生じている中小企業を支援するため、県の制度融資の一部を、市の制度融資(一般事業資金、小口零細企業資金)で借り換えができるよう要件を緩和しています。

対象▶売上げなどが減少した企業

(セーフティネット5号認定事業者)、小規模企業者(従業員20人以下。商業・サービス業は5人以下)

借換可能な資金▶県の経営安定資金(緊急経済対策枠)、県の災害復旧資金特別枠(平成23年震災資金)

受付期限▶12月26日(金)まで

②若年非正規雇用者の転換に補助
若年者の生活安定などを図るため、非正規雇用者を正規雇用に転換した企業へ2年間、補助金を交付します。

商工労働課の支援策を「活用ください」

対象事業主▶国のキャリアアップ助成金(※)(正規雇用等転換コース)の支給決定を受けた事業主で、秋田市内に事業所を有し、市税の滞納がない中小企業者

対象労働者▶秋田市内に住所を有し、キャリアアップ助成金の支給決定日現在、35歳未満のかた

補助額(1人あたり)▶有期契約労働者から正規雇用労働者への転換：20万円、無期雇用労働者から正規雇用労働者への転換：10万円

※非正規雇用者の能力向上を図るための計画を策定・実施した事業主に対する助成金。詳しくは、ハローワーク秋田企画部門へお問い合わせください。 ☎(866)4111(部門コード32#)

③就職に役立つ資格取得に助成
就職などに役立つ資格を取得した際の受講料・受験料などに助成しています。

対象▶秋田市内に住所を有し、今年3月1日以降に資格を取得した35歳未満(今年4月1日現在)で、次のいずれか一つに該当するかた

●求職者 ●非正規雇用者

●再就職のために学校に入学し、資格を取得したかた

対象資格▶ホームヘルパー、介護福祉士、看護師、保育士、医療事務、大型自動車免許など

助成額▶受講料・受験料などの2分の1(上限は10万円)